

協力事業者による地域見守りの取組みにかかる連携協定書

大阪市北区（以下「甲」という。）と大阪市住宅供給公社（以下「乙」という。）は、甲が実施する地域見守りの取組み（以下「本取組み」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が訪問等の日常の業務活動を通じて、市民の異変を察知し、当該事項を行政機関に通報すべきと認めた場合に、乙の通常業務に支障のない範囲において関係機関へ通報することで、市内の支援を必要としている方を早期に発見し、孤立死を未然に防止することを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定の対象地域は、大阪市北区内全域とする。

（通報）

第3条 乙は、訪問等の日常の業務活動を通じて、市民の異変を察知し、当該事項を甲に通報すべきと認めた場合は、通常業務に支障のない範囲で確認できた事項について、甲が別に定めるガイドラインに沿って通報を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、北区民が緊急を要する事態となっていることが容易に推定できるときは、所轄の警察署等に直接通報するものとする。
- 3 前2項による通報にかかる経費は、乙の負担とする。

（免責）

第4条 乙は、第3条第1項の規定による通報を行った場合、又は、行わなかった場合においても、これらの作為、不作為によって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、本取組みに関し、知り得た個人情報その他の秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、支援を必要としている方等に事前の了承を得ず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

- 2 甲は、通報した乙を特定させる事項を、乙の事前の了承を得ず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月12日

甲 大阪市北区扇町2丁目1番27号
大阪市北区長 上野 信子

乙 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター内
大阪市住宅供給公社
理事長 國松 弘一